

6 傷病発生時の対応について

けがや病気のため保健室で応急処置をした際、治療を受けた方がよいと判断した場合、保護者に連絡を取り、かかりつけの医療機関での受診をお願いしています。

児童保健調査票は、学校での健康管理をする上で、大切な資料となります。発熱時、緊急時に医療機関などを受診する際にも用いますので、緊急連絡先は必ず連絡が取れるよう正確に記入してください。また、緊急連絡先に変更があったときは、必ず、その都度、担任までお知らせください。

◆学校における救急処置の基本的な考え方

学校において発生したけがや病気に対して

○医療を必要としない軽度の場合の手当てをします。

○医師の手に渡すまでの救急処置をします。

※医療行為はできません。継続的な手当てが必要な場合は、ご家庭でお願いします。

◆けがをしたときは

学校管理下における事故は、軽微なものから重大なものまで幅広く発生する可能性があります。次のことに心がけて、対応しています。

○安全を確保した上で、けがの部位と程度、発生原因を把握し、必要な場合は救急処置を行います。

○大きなけがや頸部から上のけがの場合は、保護者、管理職、関係教職員に連絡をとります。必要に応じて保護者と相談して医療機関の手配などをします。

◆病気のときは

○保健室では子どもから話を聞き、検温等をして健康状態を確認します。

○一時的に保健室で休ませますが、投薬等の医療措置ができませんので、保護者に連絡をして、医療機関の処置や自宅療養をお願いしています。

○保健室では常に起こりうる傷病の対応に備えるため、長時間の休養はできません。

◆保護者への緊急連絡

○児童環境票に書かれている緊急連絡先の電話には、必ず出られるようにしてください。また電話番号に変更があった場合には、すぐに知らせてください。